深川市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱

昭和63年3月30日　訓令第5号
(平成18年4月1日施行)

条項目次　**沿革**

本則
　第1条(趣旨)
　第2条(助成金の交付対象者)
　第3条(助成対象容器)
　第4条(助成額及び助成個数)
　第5条(販売店の登録)
　第6条(助成金交付申請及び助成金交付決定通知)
　第7条(容器購入と助成金受領等の委任)
　第8条(助成金交付請求の手続)
　第9条(助成金の交付)
　第10条(助成金の返還)
　第11条(その他)
附則
附則(平成4年3月31日訓令第2号)
附則(平成5年4月1日訓令第20号)
附則(平成17年12月13日訓令第58号)
様式第1号
様式第2号
様式第3号
様式第4号
様式第5号
様式第6号
様式第7号

○深川市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱

昭和63年3月30日
訓令第5号

(趣旨)
第1条　この要綱は、家庭用ちゆう介類(以下「生ごみ」という。)の自然処理を促進してごみの減量化を図るため生ごみ堆肥化容器(以下「容器」という。)の購入者に対し、助成金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)
第2条　助成金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を備えていなければならない。
(1)　市の収集区域内に居住している者。ただし、事業所等は除く。
(2)　容器を適正に維持、管理できる者
(3)　この要綱に定めた助成金を過去に交付されていない者

(助成対象容器)
第3条　助成の対象となる容器は、次の各号に該当するもので、生ごみの堆肥化、減量化が促進できるものとする。
(1)　筒型又は角型の筒状で底部がなく、上部にふたのあるもの
(2)　水分が地中に浸透し、かつ、悪臭・害虫等が容器外部に発散することのない構造及び材質のもの
(3)　処理容器が130l以上のもの。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(助成額及び助成個数)
第4条　助成額は、購入容器1個当たり2,000円とする。
2　助成は1世帯1個とし、同居世帯は1世帯とみなす。
(平17訓令58・一部改正)

(販売店の登録)
第5条　市長は、生ごみ堆肥化容器販売店登録届(別記様式第1号)により届出があつたときは、内容を審査し、登録販売店名簿に登録する。
2　登録販売店は、深川市の行政区域内に所在するものとする。

(助成金交付申請及び助成金交付決定通知)
第6条　助成金の交付を受けようとする者(以下「購入希望者」という。)は、生ごみ堆肥化容器購入助成金交付申請書(別記様式第2号)を市長に提出するものとする。
2　市長は、申請内容を審査のうえ、当該年度予算の範囲内で助成金交付決定通知書(別記様式第3号)を交付する。

(容器購入と助成金受領等の委任)
第7条　購入希望者は、登録販売店において助成金交付決定通知書を提示し、有効期間内に購入の申込みをするものとする。
2　購入希望者は、登録販売店に対し容器と引換えに、助成金交付決定通知書及び受領書(別記様式第4号)を提出するものとする。
3　購入希望者は、当該販売店に委任状(別記様式第5号)により当該助成金の請求及び助成金受領に関する一切の権限を委任するものとする。

(助成金交付請求の手続)
第8条　第7条第3項に規定する委任状を受けた登録販売店は、生ごみ堆肥化容器購入助成金交付請求書(別記様式第6号)に助成対象者一覧表(別記様式第7号)及び請求書に定める書類を添付し、助成金の交付を受けようとする月の10日までに、市長に請求するものとする。

(助成金の交付)
第9条　市長は、前条による請求を受けたときは、内容を審査し、助成金を交付する。

(助成金の返還)
第10条　市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の全部、又は一部を返還させることができる。

(その他)
第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則
この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附　則(平成4年3月31日訓令第2号)
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附　則(平成5年4月1日訓令第20号)
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附　則(平成17年12月13日訓令第58号)
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号

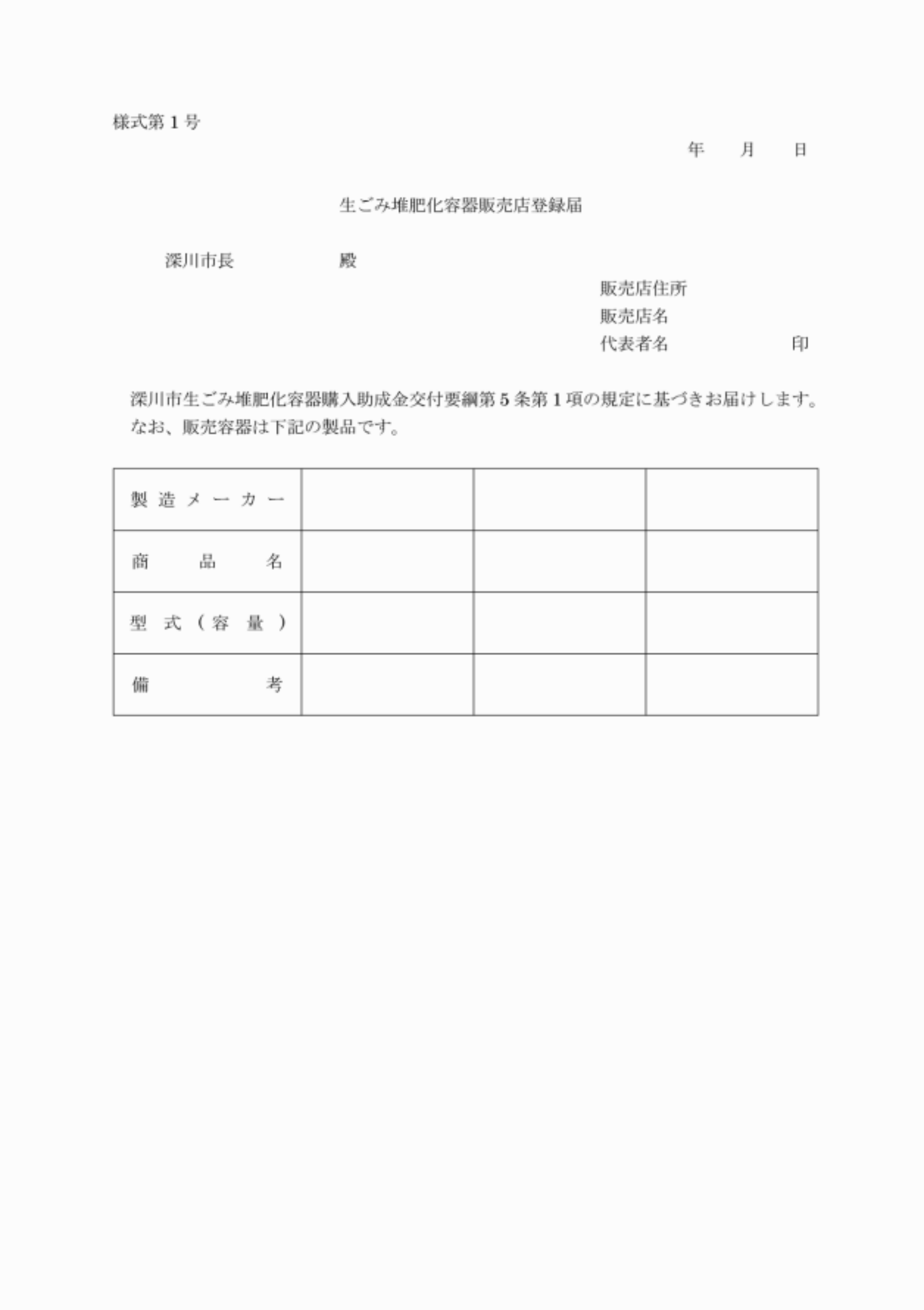

様式第1号

年　月　日

生ごみ堆肥化容器販売店登録届

深川市長　　殿

販売店住所
販売店名
代表者名　　　印

深川市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づきお届けします。
なお、販売容器は下記の製品です。

製造メーカー			
商品名			
型式（容量）			
備考			

様式第2号

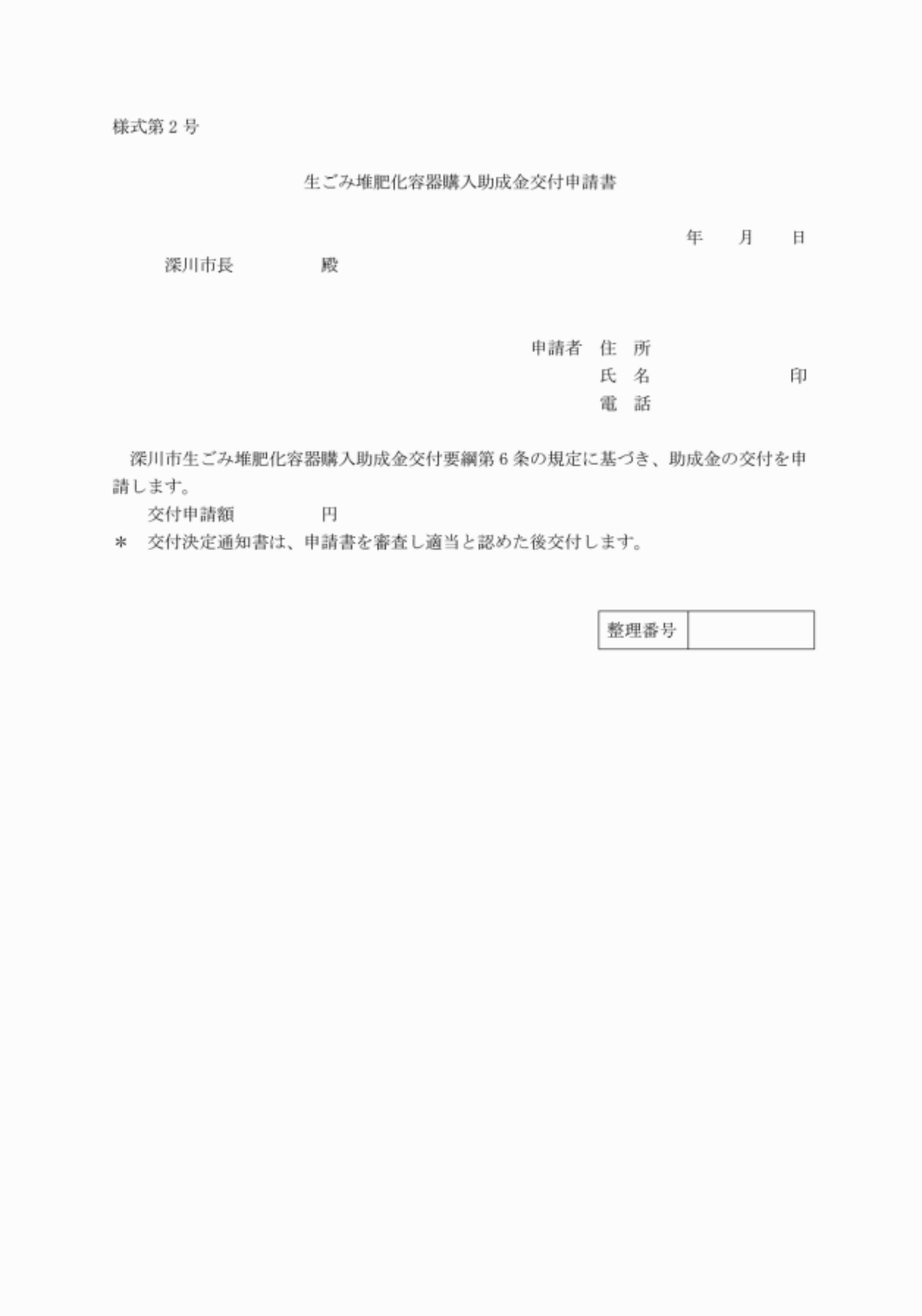

様式第2号

生ごみ堆肥化容器購入助成金交付申請書

年　月　日

深川市長　　殿

申請者　住　所
　　　　氏　名　　　印
　　　　電　話

深川市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱第6条の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

交付申請額　　円

＊　交付決定通知書は、申請書を審査し適当と認めた後交付します。

整理番号	

様式第3号

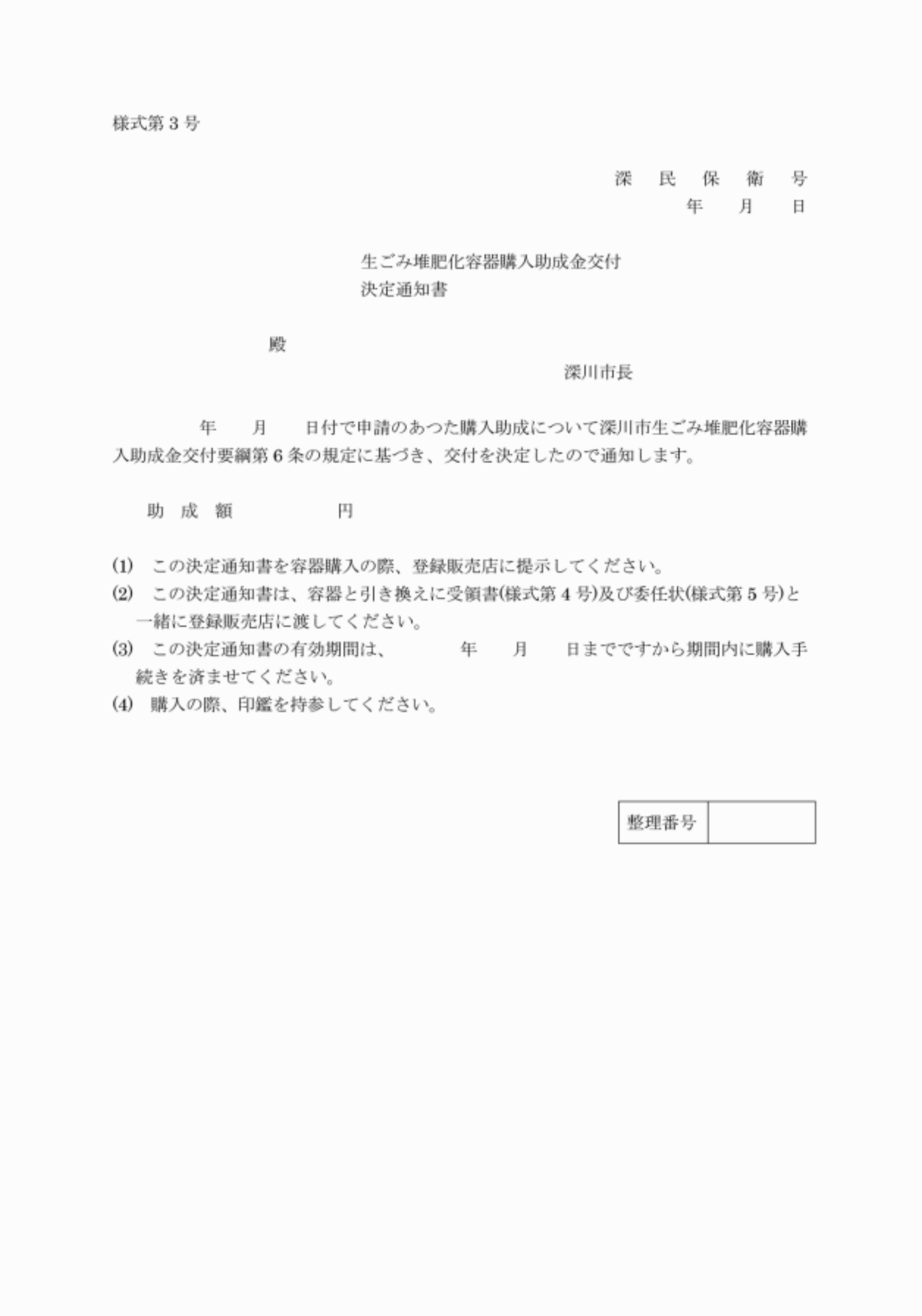

様式第3号

深　民　保　衛　号
年　月　日

生ごみ堆肥化容器購入助成金交付
決定通知書

殿

深川市長

年　月　日付で申請のあつた購入助成について深川市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱第6条の規定に基づき、交付を決定したので通知します。

助成額　　円

(1)　この決定通知書を容器購入の際、登録販売店に提示してください。
(2)　この決定通知書は、容器と引き換えに受領書(様式第4号)及び委任状(様式第5号)と一緒に登録販売店に渡してください。
(3)　この決定通知書の有効期間は、　年　月　日までですから期間内に購入手続きを済ませてください。
(4)　購入の際、印鑑を持参してください。

整理番号	

様式第4号

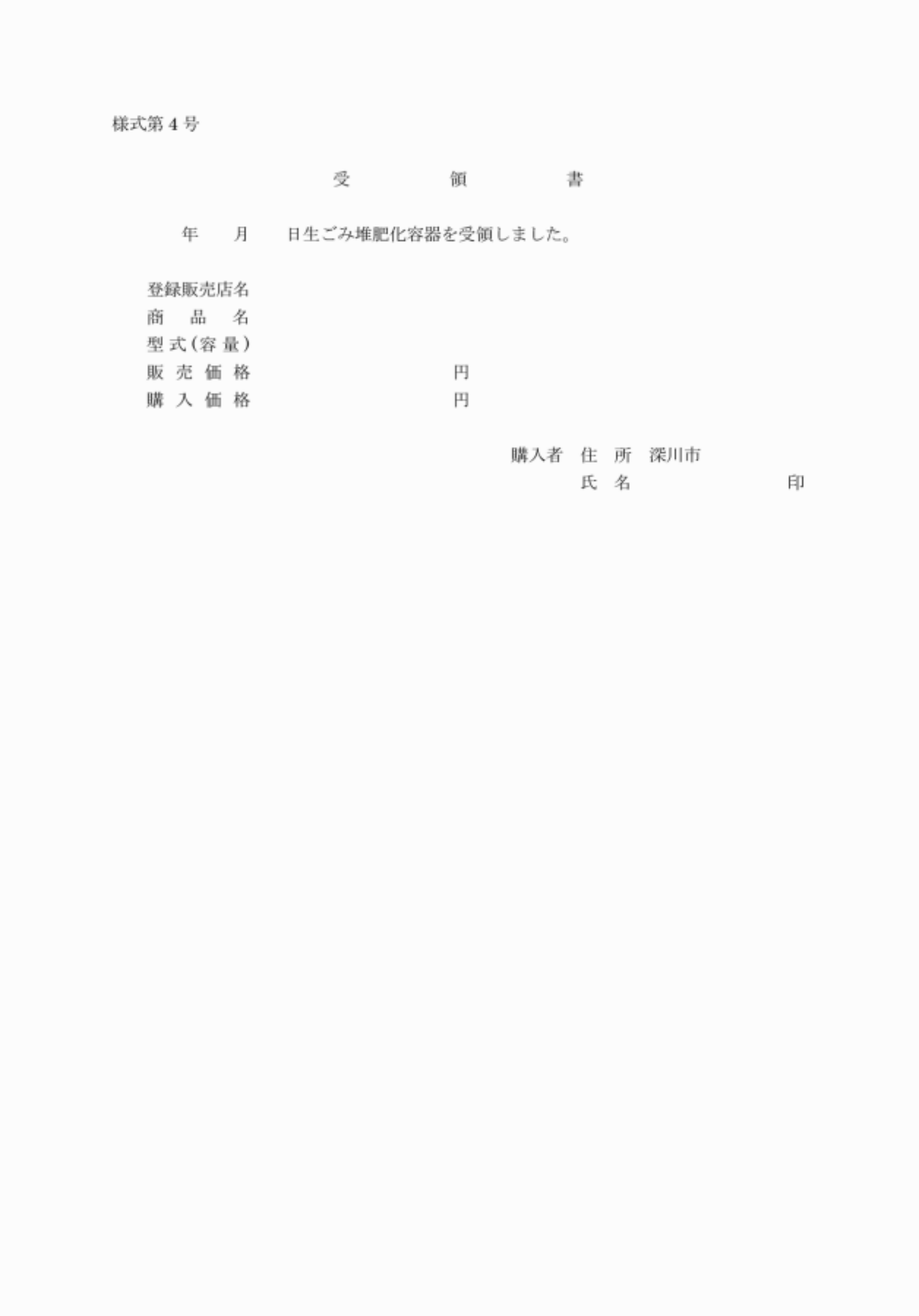

様式第4号

受　領　書

年　月　日生ごみ堆肥化容器を受領しました。

登録販売店名
商品名
型式（容量）
販売価格　　円
購入価格　　円

購入者　住　所　深川市
　　　　氏　名　　　印

様式第5号

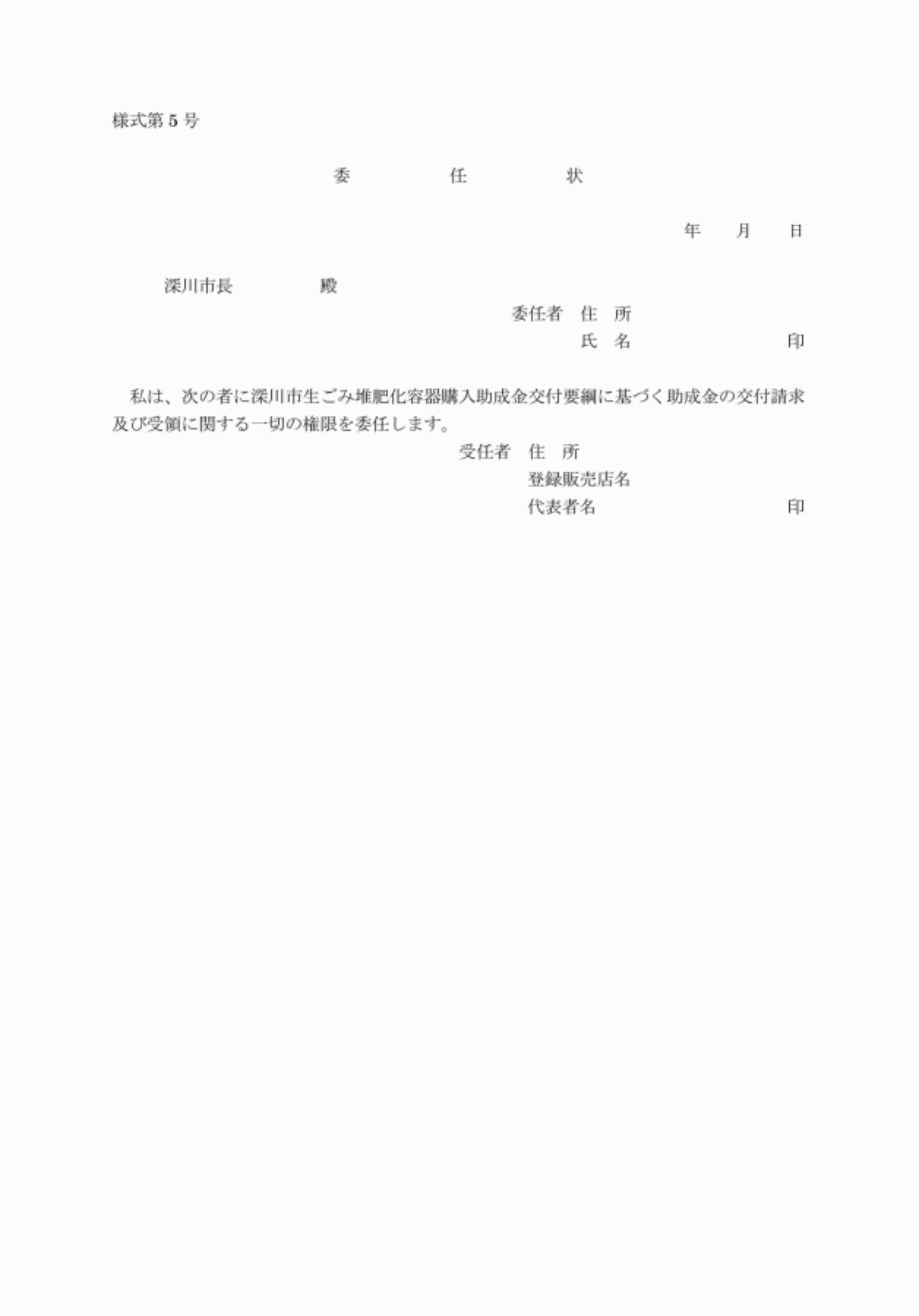

様式第5号

委　任　状

年　月　日

深川市長　　殿

委任者　住　所
　　　　氏　名　　　印

私は、次の者に深川市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱に基づく助成金の交付請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

受任者　住　所
　　　　登録販売店名
　　　　代表者名　　　印

様式第6号

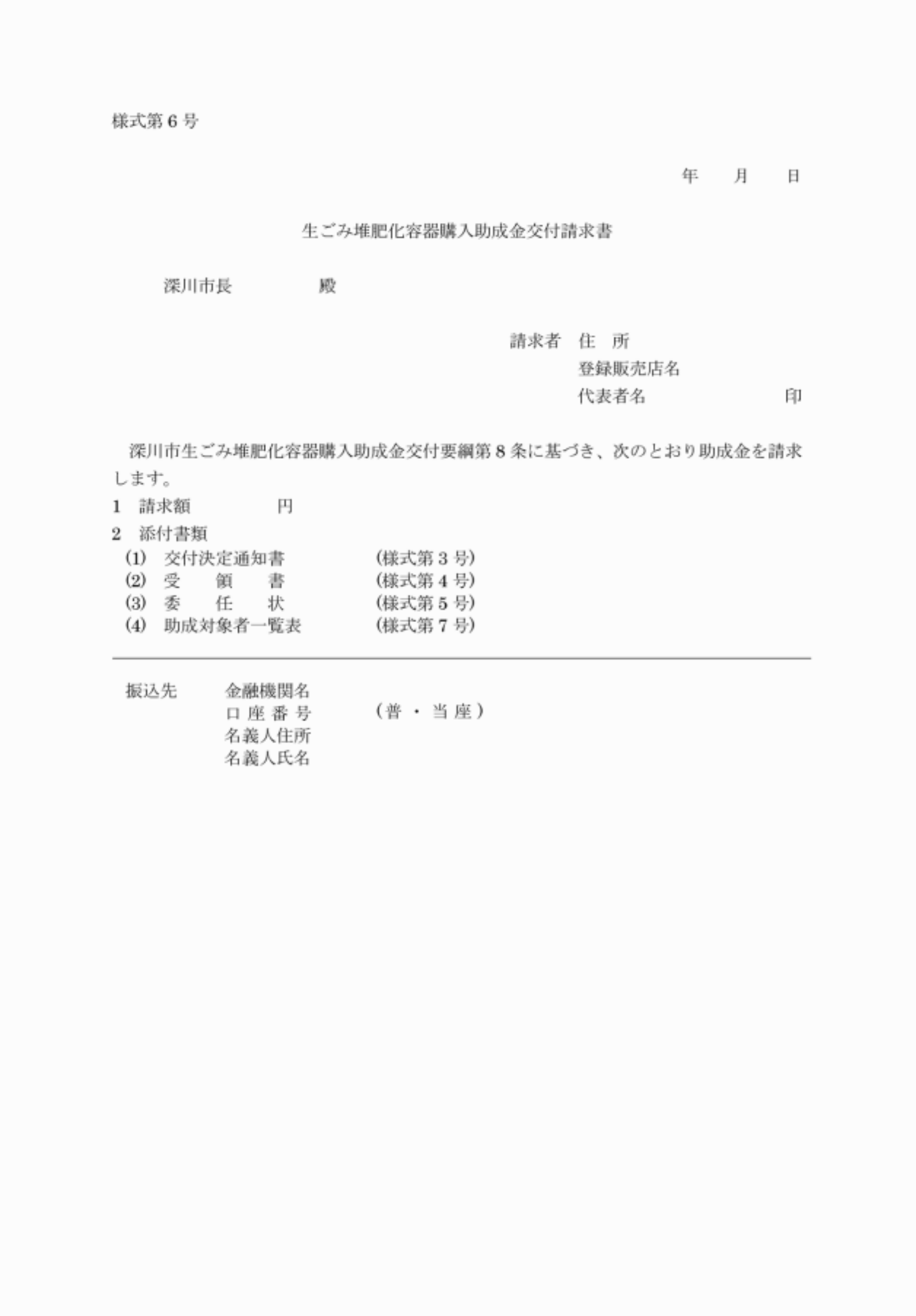

様式第6号

年　月　日

生ごみ堆肥化容器購入助成金交付請求書

深川市長　　殿

請求者　住　所
　　　　登録販売店名
　　　　代表者名　　　印

深川市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱第8条に基づき、次のとおり助成金を請求します。

1　請求額　　円
2　添付書類
(1)　交付決定通知書　(様式第3号)
(2)　受領書　(様式第4号)
(3)　委任状　(様式第5号)
(4)　助成対象者一覧表　(様式第7号)

振込先　金融機関名
　　　　口座番号　（普・当座）
　　　　名義人住所
　　　　名義人氏名

様式第7号

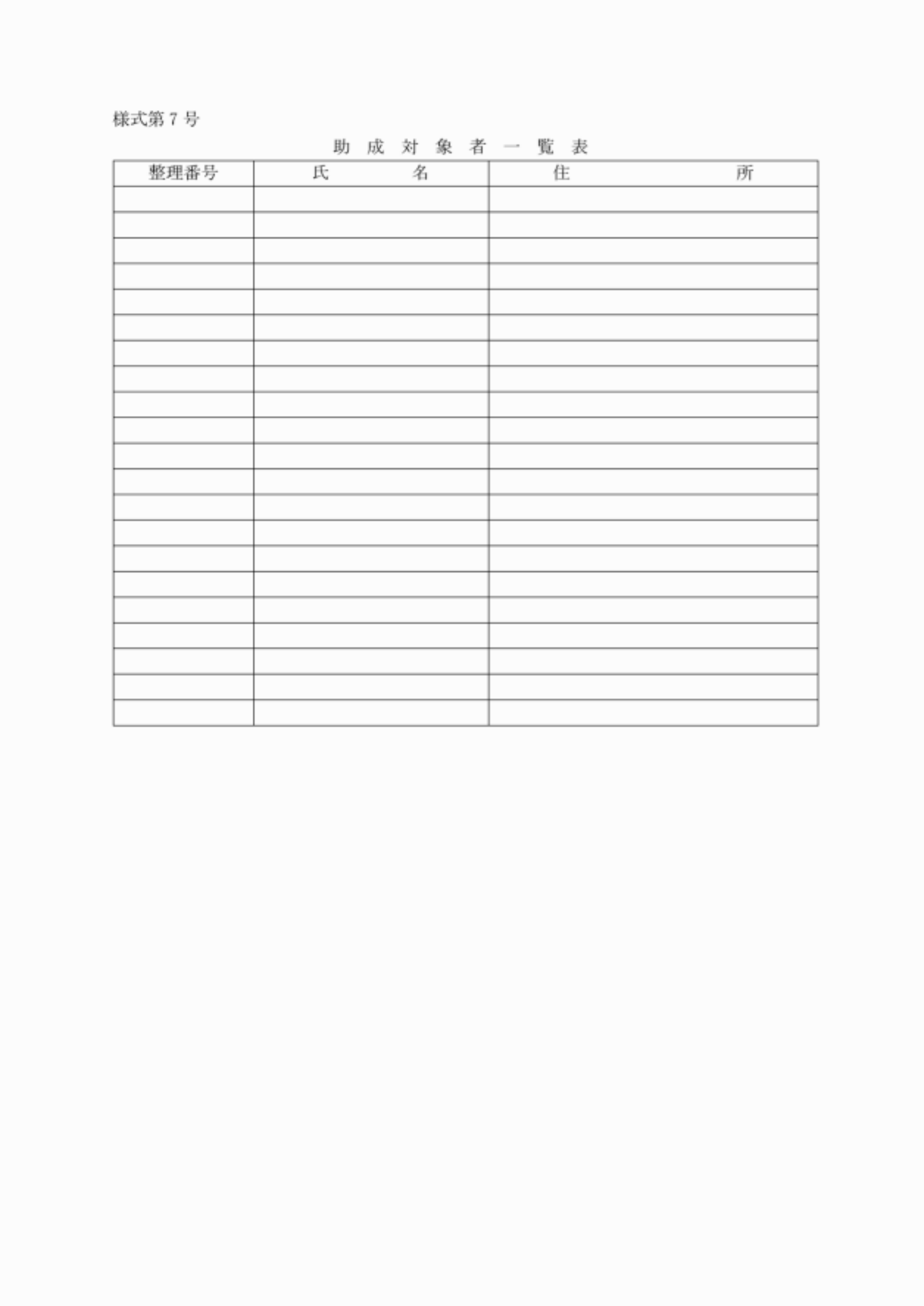

様式第7号

助成対象者一覧表

整理番号	氏名	住所